

事業者の皆さまへ ～新型コロナウイルス対応支援～

安八町感染防止対策用品購入補助金

新型コロナウイルス感染症防止対策を実施しながら事業活動を継続している町内事業所を対象に、対策用品等購入費の一部を補助します。

対象者 次の①から③のいずれにも該当すること

- ①町内に事業所を有し、事業活動を継続する意思があること
- ②岐阜県が発行する「新型コロナ対策実施店舗向けステッカー」の交付を受けていること
- ③町税・各種納付金等の滞納が無いこと

補助額 感染対策用品購入費の10/10（補助対象経費：消費税抜きの価格）

上限 5万円

申請期間 令和4年1月31日まで（当日消印有効）

*申請回数：1事業所1回限り

対象用品 ●令和3年4月1日以降に購入し、令和4年1月31日までに支払いが完了した事業所用に使用する消耗品等の感染防止対策用品

（カード払い等は、口座からの引き落としをもって支払い完了とします）

●国・県・本町以外の自治体が行う事業で補助対象となっていないもの

例：岐阜県の「飲食店における飛沫感染防止対策事業費補助金」を受けた場合は、対象となったパーティション以外が補助対象となります。



安八町事業継続応援支援金

令和3年4月以降における新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う緊急事態措置等の影響により売り上げが減少した中小法人または個人事業者等の事業継続を応援するため、国の月次支援金または岐阜県売上減少事業者等支援金に上乗せする支援金を支給します。

*ただし、飲食店に酒類を販売する事業者で、国の月次支援金に合わせて岐阜県酒類納入事業者支援金（月次支援金上乗せ枠）を受給した月、または県の支援金を中小法人においては10万円以上（個人事業者等は5万円以上）受給した月は対象外です。

対象者 安八町内に本店または主たる事務所を有する中小法人または個人事業者等で、次の①から③のいずれにも該当すること

- ①国の月次支援金または岐阜県売上減少事業者等支援金を受給した者
- ②町支援金の申請日において町内で現に事業活動を行っている者
- ③町税等の滞納がない者

支給額 国または県の支援金の2分の1以内（各月ごとに算定 千円未満切り捨て）

中小法人 国月次支援金の場合 上限 10万円/月

県支援金の場合 上限 5万円/月

個人事業主 国月次支援金の場合 上限 5万円/月

県支援金の場合 上限 2.5万円/月

基準事業収入額から今年の事業収入額と国または県支援金額を差し引いた差額により算定します。

申請期間 令和4年1月31日まで（当日消印有効）

*複数月まとめでの申請も可能です。



各種申請書類については、町ホームページからダウンロードまたは企画調整課窓口にて配布します。持参での申請も可能ですが、原則郵便（簡易書留等郵便物を追跡できる方法）で提出をお願いします。【提出先】〒503-0198 安八町氷取161番地 安八町役場企画調整課 詳しくは町ホームページをご覧ください。 <https://www.town.anpachi.gifu.jp/>